リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策モデル事業公募要領

1. 趣旨

近年、リチウムイオン電池を使用した製品(以下「LiB等」という。)が増加し、LiB等が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、機材そのものへの被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。この状況を踏まえ、市民等がLiB等を排出する際に適切な分別を促すような周知、適切な分別区分の設定等を支援するためのモデル事業を実施します。モデル事業結果については、効果検証を行い、各自治体にLiB等処理困難物対策等について知見を提供し、各種対策を講じる際の参考となるLiB等処理困難物対策集として取りまとめる予定です。

2. 概要

(1) 公募対象

本公募の対象は単一の市区町村(一部事務組合を含む)とし、LiB 等の危険性及び廃棄物としての適切な排出周知、LiB 等の回収支援、その他 LiB 等対策において有効な事項を区域内全体又は区域内一部で実施可能で、かつ事業期間終了後も、有効性が認められた事業については継続的に実施する意思があることが要件となります。

また、事業終了後に効果検証を行い、環境省のLiB等処理困難物対策集にモデル事業結果が掲載されることを同意することが要件となります。

なお、対象は、一定規模の LiB 等の排出が見込まれる、区域内人口約 10 万人以上の市区町村 を 3 件程度選定することを目安とします。

(2) 事業対象

市区町村が主体となった LiB 等の排出方法等の周知、回収体制構築等のために必要な対策を実施することとします。具体的には、LiB 等対策において有効と考えられる以下のような内容が対象となります。

<LiB 等対策の実施>

- ・ LiB 等の危険性及び廃棄物としての適切な排出周知(チラシポスティング、新聞折り込み、 新聞広告、その他地域メディア広告、関連施設へのポスター掲示、街宣活動等の中から効 果的なものを組み合わせる)
- ・ LiB 等の回収支援(収集区分の創設、回収ボックスの設置、収集運搬支援等)
- ・ 先進取り組み事例の視察、有識者ヒアリング
- 破砕施設等における事前手選別実施、設備導入
- · その他 LiB 等対策において有効と考えられるもの

<対策の効果検証>

- ・ 市町村等が収集したごみの組成調査(周知等の対策前後で、LiB等の混入状況を比較する)
- 市民へのアンケート調査(周知等の対策前後で、ごみ排出に関する意識変化を比較する)
- 破砕施設等における発火等件数調査、設備導入
- ・ その他 LiB 等対策の効果検証において有効と考えられるもの

なお、環境省が負担する費用の範囲としては、上記対策の実施に係る委託費、消耗品費、旅費、謝金、人件費、設備導入費等の全部又は一部とします。5万円(消費税込み)を超える備品や設備の導入については LiB 対策で専用するものとし、原則リースでの対応とします(購入を希望する場合は個別にご相談ください)。また、常勤職員等に係る人件費、LiB の処分自体に係る費用は事業の対象外とします。

(3) 事業の実施方法

モデル事業は、環境省において実施します。選定された市区町村と環境省の請負先(株式会社 三菱総合研究所)の協力のもとに、モデル事業を実施していくこととなります。

なお、モデル事業全体の予算は約1,980万円(消費税込み)であり、1つの市区町村あたり原則として約660万円(消費税込み)となりますが、人口規模等を勘案して金額を調整することとします。

<予算の使用方法>

- ・ 選定された市区町村の実施内容に基づき環境省の請負先(株式会社三菱総合研究所)が予算から支出することとなります。
- ・ 具体的には、市町村にて見積書等を取得し、その内容に基づき環境省の請負先(株式会社 三菱総合研究所)が直接業者への支払い等を行います。広告委託、消耗品購入、備品・設 備リース等、価格競争により経費削減が図れるものについては、3者程度から見積書を取 得してください(最も安価な事業者への発注とします)。

(4) 事業の実施期間

原則として、モデル事業実施市区町村の選定後から令和4年2月末日までとします。ただし、 事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能ですが、事業の効果測 定等も行うことを踏まえ、おおむね3ヶ月以上(最低1ヶ月以上)事業を実施してください。

3. 応募方法

(1) 応募方法

モデル事業への応募にあたっては、事業申請書(様式1)、事業計画書(様式2)及び予算書(様式3)を、環境省に提出してください。

(2) 応募期間

令和3年6月11日(金)から

令和3年7月9日(金)17:00まで

※応募書類一式の電子媒体1部をメール送付してください。応募期間を過ぎると受理できません のでご注意ください。

(3) 応募先メールアドレス及び問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 担当 野嶋宛 hairi-haitai@env.go.jp (環境省アドレス)、lib-taisaku@ml.mri.co.jp (請負先アドレス) <a href="mailto:**
計員先 (株式会社三菱総合研究所)のアドレスも併記の上、送信願います。

4. 選定

(1) 選定方法

環境省が主催するリチウムイオン電池等処理困難物の対策に係る検討会(外部有識者を含む)の中で、本事業の評価基準に照らして事業を選定します。なお、選定過程において、申請者に追加資料の作成等を依頼する場合があります。

(2) 評価基準

以下の観点により、事業申請書、事業計画書及び予算書を評価します。

(イ) 宝効性

・地域の実情・課題を踏まえた効果的な提案か、効果検証を行う計画となっているか

(ロ) 発展性・波及性

・他の地域にも展開可能な内容となっているか

(ハ)継続性

・モデル事業後に継続して LiB 等の周知・回収を行う計画となっているか

(二) 関係者との連携・処理の適正性

・関係者との必要な連携の体制が整備されているか

(3) 選定結果

選定結果は、令和3年8月20日までに、採択者へは個別連絡の上、環境省ホームページにて結果を公表する予定です(https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium 1/index.html)。

(4) その他

- ・ モデル事業として選定された後、実施計画について環境省と相談の上、より事業の有効性を 高めるといった観点から、実施内容の変更を検討いただく場合があります。また、予算に限 りがありますので、提案された内容を全て実施できない場合があります。
- ・ モデル事業で選定された場合は、環境省が主催するリチウムイオン電池等処理困難物の対策 に係る検討会(令和3年12月、令和4年2月予定、各2時間程度、WEBミーティングによ る開催)にオブザーバーとしてご参加いただきます(日程等につきましては、改めて調整を させていただきます)。
- ・ 今回申請する事業がすでに他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計 上は出来ません。
- ・ 予算書に記載した費目については、それぞれ見積書等を取得してください。広告委託、消耗 品購入、備品・設備リース等、価格競争により経費削減が図れるものについては、3者程度 から見積書を取得してください(最も安価な事業者への発注とします)。見積書等につきまし ては、選定後ご提出いただきます。
- ・ 事業計画書の選定後、自治体の都合による事業費の積算に影響する計画内容の変更について は正当な理由がある場合を除き原則として認められません。正当な理由をもって変更を希望 する場合は、環境省担当官と調整し、決定してください。